

保育園への意見要望についての対応

		決 済	理事長	園 長	主 任
				専決	
受 付	令和3年8月25日	回答方法	掲示及びホームページ		
回 答	令和3年9月9日	周知期間	9月9日 から 9月23日		
意見要望の内容					
<p>欠席連絡フォーム入力の確認がこちらから再度できるといいなと思いました。</p>					
回答内容					
<p>ご意見を頂きましてありがとうございます。ホームページの欠席及び土曜保育利用の連絡フォームにつきまして、保護者の方からは確認ができない仕様となっております。現在、連絡フォームの仕様変更の予定がございませんので、大変お手数をお掛け致しますが、入力内容等の再確認が必要な場合には、再度ご入力をして送信していただきますようお願いいたします。</p> <p>今回のご意見を参考に、より使用しやすい出席連絡等のシステム等について検討し参りますのでよろしくお願いいたします。</p>					